

令和 7 年 6 月 24 日

(名称) 能勢町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
能勢町においては、町内に鉄道はなく、最寄鉄道駅は西地域が能勢電鉄山下駅（兵庫県川西市）、東地域が能勢電鉄妙見口駅（大阪府豊能町）であり、町内と町外の鉄道駅（山下駅）等を阪急バス（株）が運行している。 しかしながら、町内には路線バスが運行していない地域も多く、当該地域を主な対象として能勢町乗合タクシー（乗合タクシー区域運行）を運行している（令和6年度から本格運行）。 また、令和6年度からは、本町の東地域から妙見口駅間を運行していた路線バス妙見口能勢線が廃止となり、代替交通として乗合タクシー（定時定路線）を運行している。 地域公共交通確保維持事業により、能勢町乗合タクシー（区域運行）を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
・1日当たり利用者数を25人以上とする。 ・収支率を16.7%とする。 ・財政負担金額を12,056千円とする。
(2) 事業の効果
能勢町乗合タクシーを維持することで、町内の交通空白地の解消を図り、地域住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、路線バス停留所に接続することで、町外鉄道駅等へのアクセスを確保し、路線バスの利用増加にもつながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ミーティングポイントの追加など利用促進に向けた検討（町、事業者） ・毎月の利用状況を町ホームページに公開し利用促進を図る（町） ・いきいき百歳体操など地域住民の集いの場にて、乗合タクシーの運行概要を説明し利用者増加を図る（町、事業者）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
能勢町は、日の丸ハイヤー（株）に運行業務を委託し、運行経費から運賃収入を引いた額を委託料として支払っている。 国庫補助金が充当される際には、上記欠損額に国庫補助金を充て、残りの赤字欠損額について能勢町が負担する。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
能勢町乗合タクシーの収支率を16.7%、財政負担金額を12,056千円とし、交通事業者提供データ等により測定。

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和 7 年 6 月 24 日（令和 7 年度第 1 回）地域公共交通計画認定申請について

19. 利用者等の意見の反映状況

能勢町乗合タクシーの運行に当たっては、実証運行時に実施済の、住民向け説明会や利用者アンケート調査、いただいた意見を踏まえ、ミーティングポイントの追加や当日予約対応などを継続して行っている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 大阪府豊能郡能勢町宿野 28

(所 属) 能勢町総務部総務課

(氏 名) 塚本 築

(電 話) 072-734-3036

(e-mail) seisaku@town.nose.osaka.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。